

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (小田・金山教育集会所)

| チェック項目 | 判定項目 | 判定の視点 | 判定 | | 課題等 |
|-------------|---------------------------------|---|----|---|---|
| チェック1 | 市が管理運営すべき施設か？ | ①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 | ○ | ○ | 「同和対策施設」として同和問題の解決を図るとともに、「人権と福祉の拠点施設」として市民ニーズに対応し、あらゆる人権問題の課題解決に向けて取り組むことが本来の任務であり、公共施設として管理運営が妥当と判断する。 |
| チェック2 | 指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？ | ①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。 | ○ | ○ | 福知山市では他の教育集会所においても民間団体にて管理運営を行っている。 福知山市の人権施策方針と合致した取組みを実践している団体・住民組織等を指定管理者として選定していることで、地域に根ざした「人権と福祉の拠点施設」として、安定性・継続性を備えた運営が確保されている。民間団体等にて管理運営することは可能だが、地域の歴史・事情に精通し、地元自治会等から信頼され、施設運営に協力や支援を得られる団体を選定することが必要である。 |
| チェック3 | 指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？ | ①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。 | △ | △ | 教育集会所は、同和問題やあらゆる人権問題の解決を目的とし、人権教育・啓発、文化活動、住民交流事業等を推進する施設であることから利用の増進をもって、施設に求められる社会的使命や役割を達成できる。そういった観点から使用料が無料であるため、経営上の効率化を図る必要がある。 |
| 指定管理者制度導入判定 | | (委員コメント) ①本施設については指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②教育集会所は地域の方々に使っていただくことが一番大きな価値となる。評価指標については、利用の向上に繋がる項目を設定すること。 ③教育集会所を更に充実し、快適に使用していただけるよう、施設の運営については、ボランティアの活用や寄附を募る等、施設の特色や地域特性を活かした活用を考えること。 (判定結果) 指定管理者制度での管理運営を継続(公募) | ○ | ○ | (見直し等の場合時期について記載) 今後において、教育集会所等のような利用実態が少なく比較的小規模な人権施設について、どう位置づけ、どのような人権啓発教育サービスを提供していくのか、総合的な観点から見直す中で、施設のあり方について喫緊の問題として考えていくこと。 |

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (総合福祉会館)

| チェック項目 | 判定項目 | 判定の視点 | 判定 | | 課題等 |
|-------------|---------------------------------|--|----|---|--|
| チェック1 | 市が管理運営すべき施設か？ | ①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 | ○ | ○ | 当施設は、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図ることを目的として設立されており、障害者(児)、老人、母子、父子および寡婦福祉増進のための施設であることから、公共施設としての管理運営が妥当と判断する。 |
| チェック2 | 指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？ | ①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。 | △ | ○ | 貸会議室などの同種の民間事業者は存在するものの、上記の目的のとおり性質が異なるものである。 地域に根付いた福祉団体、法人など、当施設の目的と合致した活動をされている民間事業者は存在しており、こういった民間事業者等に任せることにより、ノウハウを活用したサービス内容の充実が期待できる。 |
| チェック3 | 指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？ | ①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。 | △ | ○ | 利用料免除規定が存在し、現在以上の収益増加は見込めず、指定管理料の大幅な低減や使用料、利用料金による運営についても見込めないものの、民間事業者等により自主事業の実施により、市が直接運営するよりも大きい効果が見込まれる。 |
| 指定管理者制度導入判定 | | (委員コメント) ①本施設については指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②施設の利用実態についてデータを整理し、営業時間の変更や利用料金制度導入、減免制度の見直しなど、施設のよりよい管理運営方法について検討すること。 ③評価指標及び目標値については、より実態に即した目標値を設定すること。 ④指定管理料の積算については、委託料等の金額が大きいため、再度精査を行うこと。 ⑤当施設について、より多くの方に活用していただけるよう努力すること。 (判定結果) 指定管理者制度での管理運営を継続(公募) | ○ | | (見直し等の場合時期について記載) |

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (ファームガーデンやくの)

| チェック項目 | 判定項目 | 判定の視点 | 判定 | | 課題等 |
|-------------|---------------------------------|--|----|---|--|
| チェック1 | 市が管理運営すべき施設か？ | ①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 | △ | △ | 宿泊観光施設は、一定の公益性があったとしても、必ずしも市が管理運営すべき施設ではない。 指定管理者制度ではなく、より効率的で効果的な管理運営方法について検討する必要がある。 |
| チェック2 | 指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？ | ①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。 | ○ | ○ | 同種のサービスを提供している民間事業者は市内外に多数存在しており、事業者のノウハウを活用した管理運営ができ、施設の安定性・継続性の確保が可能となる。しかし、条例による制限のため、利用ニーズに合致していない現状も見られる。 |
| チェック3 | 指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？ | ①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。 | △ | △ | 民間事業者の有するノウハウの活用によりコスト削減が図れるとともに、直営に比べて費用対効果も高い。しかし、その一方、指定管理者制度では、条例による制限ため柔軟な運営が困難であり、民間事業者のノウハウを十分に活かしていない。 |
| 指定管理者制度導入判定 | | (委員コメント) ①本施設については指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②施設や地域、関係者の方々等の利益になるような結果が得られるよう、協議を進めること。 ③関係者や地域住民の方々等の意欲やモチベーションの維持に努めること。 ④夜久野地域の魅力をより引き出すため、施設の利活用に向けた幅広い可能性を検討すること。 (判定結果) 現指定管理者による指定期間延長(1年間)で対応 | △ | | (見直し等の場合時期について記載) 民間事業者のノウハウ等を活かした自由度の高い運営形態とするため、資本力のある民間事業者への貸付もしくは売却を検討する。サウンディング型市場調査等の実施により後継者となる事業者を発掘、調整する期間として指定期間を1年間延長する。 |

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (大江山鬼瓦工房等及び大雲記念館等)

| チェック項目 | 判定項目 | 判定の視点 | 判定 | | 課題等 |
|-------------|---------------------------------|---|----|-------------------|--|
| チェック1 | 市が管理運営すべき施設か？ | ①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 | △ | △ | 宿泊観光施設は、一定の公益性があったとしても、必ずしも市が管理運営すべき施設ではない。 指定管理者制度ではなく、より効率的で効果的な管理運営方法について検討する必要がある。 |
| チェック2 | 指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？ | ①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。 | ○ | ○ | 同種のサービスを提供している民間事業者は市内外に多数存在しており、事業者のノウハウを活用した管理運営ができ、施設の安定性・継続性の確保が可能となる。しかし、条例による制限のため、利用ニーズに合致していない現状も見られる。 |
| チェック3 | 指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？ | ①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。 | △ | △ | 民間事業者の有するノウハウの活用によりコスト削減が図れるとともに、直営に比べて費用対効果も高い。しかし、その一方、指定管理者制度では、条例による制限ため柔軟な運営が困難であり、民間事業者のノウハウを十分に活かせていない。 |
| 指定管理者制度導入判定 | | (委員コメント) ①本施設については指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②施設や地域、関係者の方々等の利益になるような結果が得られるよう、協議を進めること。 ③関係者や地域住民の方々等の意欲やモチベーションの維持に努めること。 ④延長期間においては、現指定管理者とともに、大江山の魅力を大いに発揮できるようなビジネスプランの組み立てを行い、新たな展開を生み出す努力をすること。 (判定結果) 現指定管理者による指定期間延長(1年間)で対応 | △ | (見直し等の場合時期について記載) | 民間事業者のノウハウ等を活かした自由度の高い運営形態とするため、民間事業者への貸付を検討する。貸付移行前に補助金適正化法についての調整期間として、また、施設の経営状況を安定させ、自主自立可能な施設へと成長させることを目的とし、1年間指定期間を延長する。 |